



# カナダ移民・難民保護法 による被収容者のための 情報

PROTECTION SERVICE INTEGRITY  
**PROTECTION** SERVICE INT  
ÉGRITÉ PROTECTION **SERVICE**  
**INTEGRITY** PROTECTION SERVI  
CE INTÉGRITÉ PROTECTION SE  
RVICE INTÉGRITÉ PROTECTION SE  
SERVICE INTÉGRITÉ PROTECTION SE  
ON SE PROTECTION SE  
PROTECTION SERVICE INTÉGRITÉ  
PROTECTION SERVICE INTÉGRITÉ  
PROTECTION SERVICE INTÉGRITÉ  
**PROTECTION** SERVICE INT  
EGRITY PROTECTION **SERVICE**  
**INTÉGRITÉ** PROTECTION SERVI  
CE INTEGRITY PROTECTION SE



BSF5012-4 (Japanese)

© Her Majesty the Queen in Right of Canada, represented by the Minister of Public Safety and Emergency Preparedness, 2015

カタログ番号 PS38-49/2015J-PDF

ISBN 978-0-662-03895-5

本書はカナダ国境サービス庁のホームページ([www.cbsa-asfc.gc.ca](http://www.cbsa-asfc.gc.ca))に掲載されています。

本書は他の形式でも配布可能です。ご希望の方はご連絡ください。

Also available in English under the title: *Information for People Detained Under the Immigration and Refugee Protection Act*

Aussi offert en français sous le titre : *Renseignements à l'intention des personnes détenues en vertu de la Loi sur l'immigration et la protection des réfugiés*

本書は次の言語でも発行されています：アラビア語、中国語（簡体）、中国語（繁体）、ヒンディー語、韓国語、ペルシャ語、ポルトガル語、パンジャブ語、ロシア語、スペイン語、タガログ語、タミル語、ウルドゥー語

本書は法律文書ではありません。法律に関する情報は、カナダ移民・難民法 (*Immigration and Refugee Protection Act / Loi sur l'immigration et la protection des réfugiés*) および関連規則をご参照ください。

本書は、被収容者の権利および義務と収容の理由に関する重要な情報、ならびに収容中に有用な一般情報をお知らせするものです。ご自身の収容または本書に記載されている情報についてご質問がある場合は、カナダ国境サービス庁 (Canada Border Services Agency [CBSA] / Agence des services frontaliers du Canada [ASFC]) 係官と話すことができるようお願いしてください。

## 法律

あなたがカナダ移民・難民法により収容された理由は、次のいずれかです。

- カナダ国境サービス庁担当官が審査を完全に済ませるために収容が必要であると考えたため。
- あなたの身分証明に関して担当官が納得しなかったため。
- あなたはカナダ入国に不適格であり、社会に対する危険人物である、または、審査、入国資格審問、カナダからの退去強制、あるいは退去強制命令につながる手続きのために出頭しない可能性が高い (逃亡リスク) と考える理由が、担当官にあったため。
- 治安上の理由または人権・国際権侵害、重大な犯罪、組織犯罪のために、あなたはカナダ入国不適格であると疑う理由が、担当官にあったため。

## 被収容者の処遇に関する方針

### 被収容者の処遇

- 被収容者への対応は常に尊厳と敬意を損なわない形で行ないます。
- 被収容者は、法律上の権利の情報を受け、権利を行使する機会を与えられるとともに、自身の案件の状況の知らせを受けます。

被収容者への対応は常に尊厳と敬意を損なわない形で行ないます。

### 子供

- カナダ国境サービス庁は、18歳未満の子供の収容は、最後の手段としてのみ行ないません。被収容者に子供がいる場合は、同庁は、当該案件の事実関係を基に子供の利益を慎重に勘案します。担当官は、家族・親戚などの代替的保護者の有無、被収容者の予想収容期間、子供にとって適切な滞在施設やサービスの利用可能性等の要因を評価します。
- 被収容者とともに国境サービス庁入国者収容センターに滞在することが子供にとって最良の選択である場合は、そのような処置が取られます。センターには、家族用の滞在エリアが別に設けられています。収容期間によっては子供には教師の指導を受ける機会が与えられます。
- 州の管轄機関に連絡し、子供が州の児童福祉サービスの保護下に置かれることもあります。その場合は、子供が被収容者に面会に来るための手配が行なわれます。

### 収容施設

- 被収容者は、当初、カナダ国境サービス庁事務所または入国地点 (陸上・海洋国境通過地点、空港等) に留置されることがあります。
- その後、カナダ国境サービス庁入国者収容センター (所在地: ケベック州ラバル、オンタリオ州トロント、ブリティッシュ・コロンビア州バンクーバー)、または州の矯正施設に留置されることもあります。留置される場所は、施設の利用可能性の状況、ならびに被収容者が自身や他者に対してどの程度の危険性やリスクを有するかについての国境サービス庁の判断によって決められます。
- 国境サービス庁施設は、男性、女性および家族を収容できます。家族が収容される場合、子供は片親とともに別棟に置かれることもあります。収容期間中に家族同士が会いに行けるよう、適切な手配が行なわれます。
- 国境サービス庁には、収容環境の安全性と保安を確保する責任があります。

## 被收容者の プライバシーは 尊重されます。

- 被收容者のプライバシーは尊重されます。
- 被收容者の文化に適した形で物理的、感情的、精神的なニーズを満たすよう、相応の努力を払います。
- 国境サービス庁は、收容環境に関する被收容者からのコメントを積極的に受け付けています。

## 被收容者の権利

- 被收容者は、自費によって弁護人を代理として立てる、または、適格な場合は法律扶助を受ける権利があります。利用できる法律扶助サービスについての必要情報が提供されます。友人や組織・協会の会員を代理人として指名することもできます。
- 被收容者は、收容の理由を知らせてもらう権利があります。
- 被收容者は、自身の希望により、自国の大使館または領事館代表者に連絡する権利があります。
- 自国の領事代表者への連絡を希望しない場合は、收容されていることを国連難民高等弁務官 (United Nations High Commissioner for Refugees / Haut-Commissariat des Nations Unies pour les réfugiés) のカナダ事務所に連絡するよう要請することもできます。
- 各種手続き (收容再審査、入国審問等) で使用されている言語を理解できない、または話すことができない場合は、通訳の助けを得る権利があります。
- 18歳未満の未成年者である、または、移民難民委員会 (Immigration and Refugee Board [IRB] / Commission de l'immigration et du statut de réfugié [CISR]) の入国課の見解として、手続きの意味が理解できないと考えられる場合は、審理を受ける中でガイド役として補佐する代理人が指名されることがあります。

被收容者は、自費によって弁護人を代理として立てる、または、適格な場合は法律扶助を受ける権利があります。

被收容者は、自身の希望により、自国の大使館または領事館代表者に連絡する権利があります。

## 一般的情報

### コミュニティの支援

地域社会のグループや宗教団体などの非政府組織の会員が、被收容者の面会に訪れ支援を提供することもあります。そのような支援者は、有用な情報を提供し、被收容者が希望すれば、同じ国の出身者や同じ言語を話す人を紹介することもできます。ただし、このようなサービスはすべての收容施設で利用できるとは限りません。国境サービス庁担当者に情報と手助けを要請し、このような団体のリストを入手することができます。

### 医療・健康上の支援

身体的または精神的に病気になり医師に診てもらわなければならない場合は、いつでも、收容施設の職員にただちに申し出てください。薬を服用している、または身体的・精神的な病気を持っている場合は、施設に收容されたときに職員に知らせてください。服用している薬は医師が調べ、医師の指示に従って提供されます。

## 荷物と所有物

施設に到着した際、携帯電話やスーツケース、かばん類、宝飾品類、金銭、薬を含め、すべての所持品を保安員に渡さなければなりません。これらは安全に保管されます。保安員に請求することによって、合理的な範囲で自分の所有物を利用することができます。ナイフや、武器として利用可能で個人的安全を脅かす可能性があるその他の危険物は押収され、場合によっては処分されることもあります。

## 食事

医療、歯科、その他の理由により食事に関する特別な必要条件がある場合は、ただちに国境サービス庁係員、警備員、または施設にいるその他職員に知らせてください。食事のニーズに対応する特別な手配を行なうこともあります。

## 面会

- 各施設の規則によって、面会時間や一度に面会できる人の数は異なります。
- 面会は、面会エリアのみで行ないます。
- 面会エリアがない施設では、弁護士および領事館員との面会のみ、特別の手配が行なわれます。
- 弁護士または指名された代理人との面会は、施設の通常の面会時間内で行うことができます。規定時間外に面会を行なうには、施設責任者の許可が必要です。そのような許可の可否は、個別案件の詳細によって決定されます。

## 電話

市内（近距離）通話は、決められた場所で決められた時間に行うことができます。使用できる電話機の利用希望者が多い場合は、通話時間が制限されることがあります。電話利用に関して手助けが必要な場合は、施設職員に頼んでください。国際電話をかける必要がある場合は、施設の係員に指示を求めてください。

## 郵便

- 郵便の送受信が許されている収容施設もあります。
- 送受信する郵便は、すべて開封・検査される可能性があります。
- 裁判所や弁護士との間の郵便は施設の担当者によって開封・検査されることがありますが、これは必ず被収容者本人の同席の上で行ないます。

## 苦情

収容の何らかの点に関して国境サービス庁係員と話したい場合は、施設の警備員またはその他の職員に申し出てください。国境サービス庁係員は、できる限り迅速に、被収容者の苦情について調査・検討します。

収容の何らかの点に関して国境サービス庁係員と話したい場合は、施設の警備員またはその他の職員に申し出てください。

## 移送

被収容者が移送されたり施設外の手続きに出席する際には、国境サービス庁係員または保安担当官が身体検査をし、場合によっては手錠をかけることがあります。障害者、高齢者、未成年者、妊婦については例外的な扱いをすることもあります。

## 火事が起きたら

煙の匂いがしたり、火を見つけたら、ただちに職員に知らせてください。自分の部屋の中で出火した場合も、ただちに警備員に知らせてください。安全に避難できるよう、落ち着いて警備員の指示に従ってください。



## その他の情報

各施設の規則は、関係者すべての安全を守るために決められているものですので、遵守してください。器物破損を含め、破壊的な行為は厳重に禁じられています。そのような行為を行なった場合、独房に入れられたり、警備がより厳格な施設に移動させられることがあります。

国境サービス庁担当官が、被収容者の案件処理のために本人に情報を確認することがあります。

その他の質問は、施設の職員または国境サービス庁係員にお尋ねください。

## 収容継続または放免の決定

### 「非指定」到着者の収容再審査

第一回めの収容再審査を受ける前にも、カナダ国境サービス庁担当官が、収容の理由がなくなった、あるいは、保釈金の設定によって懸念を軽減することができるかと判断した場合は、放免されることがあります。

- **48時間以内（または、その後可能な限り早い時期）**に、移民難民委員会の入国課が収容について再審査を行ないます。同課の決定権者（「担当委員」）は、国境サービス庁からは独立した立場を有します。
- **7日間以内**—初回の再審査以降も収容が継続された場合、移民難民委員会がその後7日以内に再び審査します。
- **30日毎**—7日以内の再審査の後は、少なくとも30日毎に移民難民委員会が再審査を行ないます。
- 各再審査には、被収容者が出席しなければいけません。
- 弁護士や指名代理人がいる場合は、すべての審理に出席してもらうよう必要な手配をすることが望ましいです。
- 新しい事実によって、予定より早く再審査を行なうよう請求する正当な理由がある場合は、次回再審査の予定日に先立って、いつでも請求を行なうことができます。請求は、書面で移民難民委員会入国課に提出するものとし、請求への対応の可否は同課が決定します。国境サービス庁にも請求書の写しを提出しなければなりません。

## 放免

再審査の後、移民難民委員会入国課の担当委員が、収容継続あるいは放免の命令を下します。移民難民委員会は、放免に関して次のような条件を設けることがあります。

- **供託金**：これは、被収容者が放免の条件を遵守することを確実にするために預けるお金です。一般に、放免の条件がすべて満たされていれば、収容案件終結の6週間から8週間後に返還されます。
- **保証**：保証には 供託金は不要です。保証人（カナダの国民または永住者でなければなりません）が、被収容者が放免の条件に違反した場合には一定額を支払うことを約束するものです。

保証人は、通常、被収容者の入国案件が終結するまで法的義務に拘束されます。

## 条件違反

放免の条件に違反した場合は、供託金または保証として支払いを約束したお金を失うことがあり、および/または、再び収容されることがあります。